

経営体育成支援事業

【4, 663 (6, 346) 百万円】

対策のポイント

地域の中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）に対し農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

農業の持続的発展を確保しつつ、国民への食料の安定供給を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の経営発展を支援していくことが重要です。

政策目標

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成

<主な内容>

本事業は、都道府県や市町村が人・農地プランの状況等を踏まえて予算を配分する間接補助方式で実施します。

1. 融資主体補助型

中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）が融資等を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。その際、過去に融資により顕著な経営改善の効果のあった者に対しては、優先的に配分されるように措置します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援します。

〔補助率：融資残額（3/10上限）、定額〕
事業実施主体：市町村

2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

〔補助率：1/2以内（4,000万円上限）〕
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148（直））]

○ 経営体育成支援事業

25年度予算【47億円】
(24年度補正【34億円】)

○ 適切な人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体等が、融資を受け農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付(補助率:3/10上限)することにより、主体的な経営展開を支援。

事業の内容

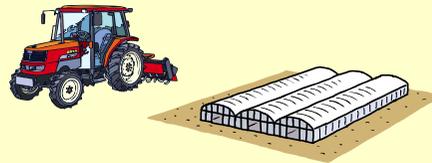
◇融資主体補助型

事業概要:集落営農、新規就農者を含め、適切な人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械等を導入し経営改善・発展に取り組む場合に支援。

補助対象:農業者

補助率:融資残額(3/10上限)

事業実施主体:市町村



◇追加的信用供与補助事業

事業概要:融資の円滑化を図るため、金融機関への債務保証を拡大。

補助対象:基金協会

補助率:定額

事業実施主体:市町村

◇条件不利地域補助型(平成25年度当初)

事業概要:経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援(事業要件等は別途設定)。

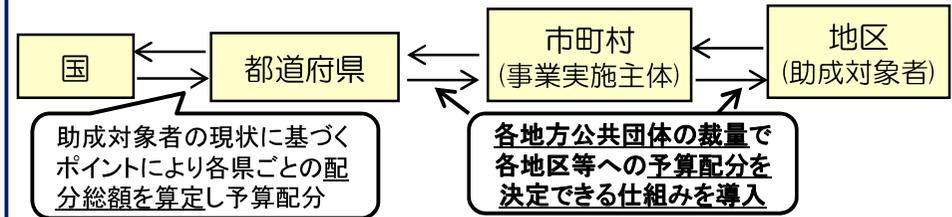
補助対象:農業者が組織する団体等

補助率:1/2以内(4,000万円上限)

事業実施主体:市町村

事業の仕組み

経営体育成支援事業は、各地域における自発的な取組を支援するため、間接補助事業として実施。



適切な人・農地プラン



都道府県は、事業実施主体(市町村)が作成した事業実施計画を承認する際、併せて、以下の項目をすべて満たす人・農地プランを適切なプランであると確認する。

○ 人・農地プランの作成に当たって、地域農業を担っている主要な農業者(入り作者を含む)の意向を踏まえるとともに、地域内の関係者(農地の出し手等を含む)等も参加して話し合いが行われていること。

また、話し合いの中で、今後の地域農業のあり方(農地集積・規模拡大、複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農促進等の取組)についても、しっかり議論されていること。

○ 今後とも、話し合いを継続して行い、人・農地プランのレベル向上を図っていくと見込まれること。

なお、平成26年度以降における適切な人・農地プランの判断基準については、全国の人・農地プランの作成状況等を踏まえ、段階的にレベルアップしていくことを旨として、あらためて設定する。